

生活交通の維持に関する提言

生活交通を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。
- (2) 地域交通の確保に係る特別交付税措置を拡充するなど都市自治体が実施する交通施策に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化に係る財政措置を拡充すること。
- (4) 自動車運送事業等の運転者を確保するため、労働環境の改善や若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進すること。
- (5) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系ICカードの普及等を図ること。

2. 免許返納後の高齢者などの交通弱者に対し、都市自治体等が実施する公共交通施策が推進されるよう財政支援をはじめ十分な支援措置を講じること。

3. 離島航路等の維持に必要な支援

- (1) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。
- (2) 離島航路におけるジェットフォイルの更新には膨大な建造費を要することから、新船の建造自体が消滅の危機に瀕している。
しかし、ジェットフォイルは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。

4. LRTをはじめ新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。

5．一般乗合旅客自動車運送事業等については、地域の実情に応じた円滑な運営が可能となるよう、道路運送法等の見直しを含め適切な支援措置を講じること。

6．交通空白輸送及び福祉輸送を担う自家用有償運送事業者が持続的な運営ができるよう財政支援をはじめ十分な支援措置を講じること。

また、許可・登録を要しない、いわゆる無償(ボランティア)輸送の円滑な事業推進に向け、実施の際の留意点等を周知するとともに、安全確保等の課題解決に取り組むこと。

7．東日本大震災関係

地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例については、令和3年度以降も継続すること。

8．新型コロナウイルス感染症対策関係

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの地域公共交通機関については、安定経営に向けた積極的な支援を講じること。